

令和6年度事業案内

広げよう!! 「支え合い」のまちづくり



社会福祉法人
江東区社会福祉協議会

江東区社会福祉協議会では、区民の皆さんを対象とした様々なサービスを行っています。

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 江東区社会福祉協議会(江東社協)について | 1 |
| 新規会員募集と会員継続のお願い | 2 |
| 各種ご寄付のお願い | 3 |
| [社協事業のご案内] | |
| 地域福祉コーディネーター | 4 |
| 生活支援コーディネーター | 4 |
| 地域福祉活動推進事業 | 5 |
| ふれあい・いきいきサロン活動への支援 | 6 |
| 電話訪問事業 | 6 |
| 高齢者地域見守り支援事業 | 7 |
| 権利擁護センター「あんしん江東」 | 8 |
| 成年後見制度の推進(中核機関)・日常生活自立支援事業 | |
| ふれあいサービス | 10 |
| 自立支援サービス(高齢者・障害者向け) | |
| 一時支援サービス(一般区民向け)・ちょっとサービス | |
| ファミリー・サポート事業 | 12 |
| 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業 | 13 |
| 資金の貸付 | 14 |
| 応急小口福祉資金・生活福祉資金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 | |
| 募金運動などの推進 | 16 |
| 赤い羽根共同募金「施設・団体助成募金」運動 | |
| 歳末たすけあい・地域福祉活動募金運動 | |
| 不要入れ歯の回収 | |
| ボランティア・地域貢献活動の推進 | 17 |
| 手話通訳者の派遣 | 17 |
| 各種講習会の開催 | 18 |
| ボランティア講座・団体セミナー | |
| 災害ボランティア養成講座・手話講習会 | |
| 朗読ボランティア入門講習会・傾聴ボランティア入門講座 | |
| 夏体験ボランティア | |
| 福祉機器の貸出サービスなど | 20 |
| 「車いす」の貸出・「ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)」の貸出 | |
| 福祉教材などの貸出・「介護用ベッド(電動)」の貸出 | |
| 「愛の杖」の配付 | |
| 福祉団体などへの助成 | 23 |
| 認定調査事業 | 23 |
| イベントの開催 | 24 |
| 障害者作品バザー(まごころ市) | |
| 障害者作品展 | |
| 広報・PR活動 | 24 |

❖江東区社会福祉協議会(江東社協)について

江東社協は、江東区に住んでいるこどもから高齢の方々まで、誰もが安心して暮らすことができるよう、区民の皆さんとの支え合い、助け合い活動を推進し、サポートする公共性をもった民間の福祉団体です。

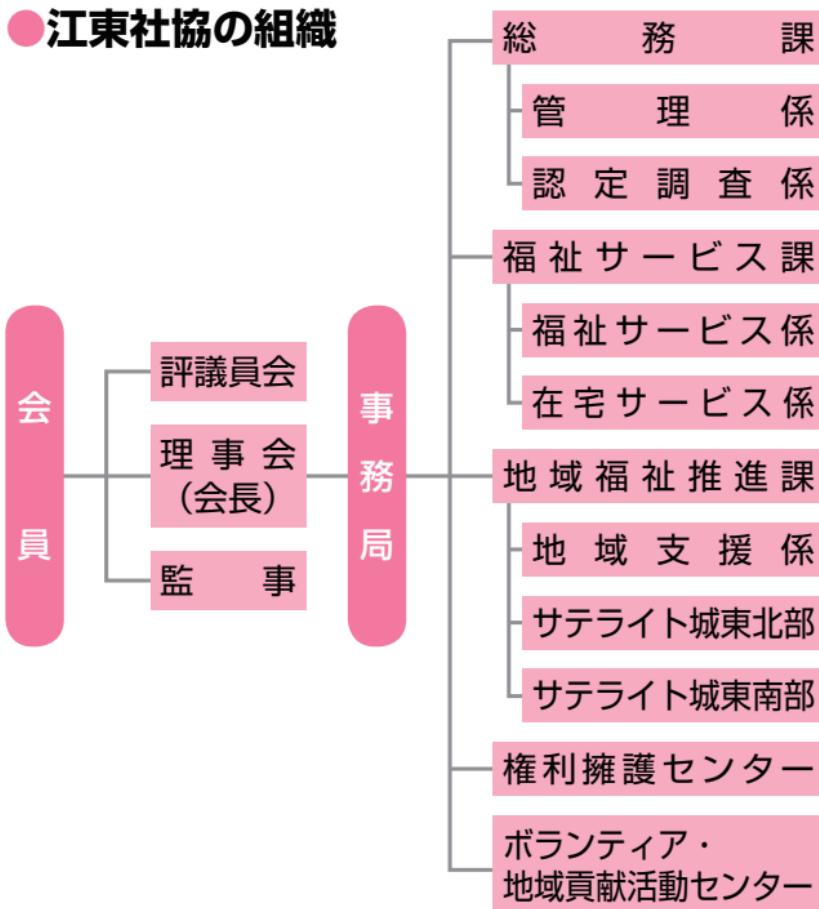
社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人です。昭和28年3月11日に設立、昭和39年7月24日に社会福祉法人として認可されました。

会員の皆さんに支えられ、運営にあたっては、町会・自治会、民生・児童委員、福祉団体などの関係者に役員として参加いただいております。

また、今年度法人化60周年を迎えました。江東社協は、「一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支え合い、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」の実現に向け、これからも地域の皆さんとともに更なる地域福祉の推進に努めます。



●江東社協の組織



◆新規会員募集と会員継続のお願い

～あなたも会員になって

『支え合いのまちづくり』にご協力ください～

江東社協の会員は、江東社協の事業に賛同し、財政面から地域福祉を支える一員となっていただくものです。施設会員・町会自治会会員の皆さんには、綿あめ機や氷削り機などのイベント用品の貸出を行っています。

会費やご寄付は次のような事業に活用させていただきます。

○地域福祉充実のために

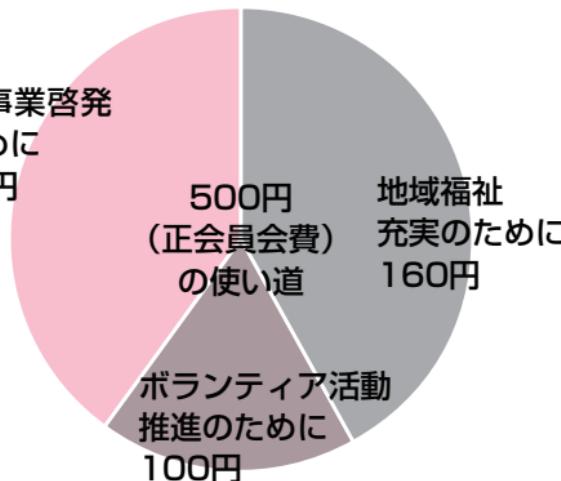
- ・子育てサロン、老人クラブなどの運営支援
- ・地域での交流事業の開催
- ・家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業
- ・車いすの貸出・愛の杖の配布など

○ボランティア活動推進のために

- ・災害時のボランティア活動の拠点準備
- ・ボランティア養成講座
- ・児童、生徒への福祉教育
- ・ボランティアサークルへの支援など

○福祉事業啓発のために

- ・社協だよりの発行
- ・福祉講演会の開催など



●会員の種類と会費額(年額)

一般会員会費

| | | | | | |
|------|----|--------|------|----|--------|
| 正会員 | 1口 | 500円 | 特別会員 | 1口 | 5,000円 |
| 賛助会員 | 1口 | 1,000円 | 施設会員 | 1口 | 1,000円 |

町会・自治会会員会費

(町会・自治会ごとに会員になっていただくものです)

町会・自治会会員数(世帯数)に20円を乗じた額
※マンション管理組合としても、ご入会いただけます。

❖各種ご寄付のお願い

寄付は、社協の地域福祉活動を行ううえで、大きな支えとなります。

江東区の地域福祉の向上に、ご協力をお願いします。

ご寄付の方法

- ・窓口へご来所
- ・郵便局にて振込用紙で納付
- ・オンライン決済(クレジットカード、電子マネー)
※右記二次元コードを参照

※オンライン決済では、毎月定額のご寄付をいただく「マンスリーサポーター」の登録も可能です。



オンライン決済ページ

遺贈寄付のご案内

遺言によって、ご自身の大切な財産の一部またはすべてを、相続人以外の人や団体に譲渡することを「遺贈」と呼びます。

江東社協への遺贈寄付に関する相談を随時お受けしています。

❖寄付型自動販売機の設置

寄付型自動販売機とは、売上1本ごとに江東社協にご寄付いただく自動販売機です。

寄付型自動販売機を設置することで、設置オーナーや購買者は気軽に社会貢献ができます。

設置にご協力いただける方を随時募集しています。

❖社協だよりへの広告掲載

江東社協が発行する「社協だより」やホームページへの広告掲載を随時募集しています。令和6年度は法人化60周年記念イベントに関する協賛広告等も募集しています。



協賛広告等

問い合わせ

総務課 管理係

TEL(3647)1895 FAX(3647)5833

E-mail kanri@koto-shakyo.or.jp

社協事業のご案内

地域福祉コーディネーター

担当職員が地域の身近な相談窓口となり、地域の課題や個別の課題の解決に地域の皆さんと一緒に取り組みます。

区内を5つの圏域に分け、それぞれの圏域に担当職員を配置しています。

各圏域には、地域の方々が主体的に運営する見守りや居場所づくりの様々な活動があり、地域福祉コーディネーターは、各担当圏域の活動を支援しながら、地域へのアプローチの入口として連携し、地域課題や困っている方の発見・支援に結びつけています。

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係

TEL(3640)1200 FAX(3699)6266

E-mail suishin@koto-shakyo.or.jp

生活支援コーディネーター

介護保険制度における高齢者に対する生活支援体制整備のため、第1層(全区域)と第2層(日常生活圏域)に計4名のコーディネーターを配置し、生活支援や介護予防サービスにつながる、住民同士の支え合い活動の啓発や担い手の育成に取り組んでいます。

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係

TEL(3640)1200 FAX(3699)6266

E-mail suishin@koto-shakyo.or.jp

地域拠点事業

地域福祉コーディネーターが活動する地域拠点としてサテライト城東北部および南部を設置し、福祉相談やアウトリーチ活動、ふれあいサービス、車いすの貸出、愛の杖の給付等を行っています。

問い合わせ 地域福祉推進課 サテライト城東北部・南部

●サテライト城東北部

大島8-28-5 ライオンズタワー大島1階

TEL(5609)7165 FAX(3681)4830

●サテライト城東南部

北砂7-7-1-101 UR北砂七丁目団地1階

TEL(6666)3326 FAX(6666)3399

地域福祉活動推進事業

地域交流活動促進事業

区内4地域で、どなたでも参加できる『社協カフェみんなの居場所』を開催するなど、地域と社協がつながる場を設けています。

地域福祉センター(地域福祉推進員)制度

社協職員とともに、地域課題に気付き、考えていくボランティアを養成する講座を開催します。

また、定期的に連絡会を開催して、情報交換を行っていきます。

地域福祉活動支援事業

地域の皆さんのが主体となって行う地域福祉活動(互助活動など)に対して、立ち上げ支援や運営の支援などを行います。

社協出前講座

地域の会合などに職員が伺い、福祉講座や情報提供などを通じて福祉に対する理解・関心を高め、住民主体の地域福祉を推進します。

講座メニュー（一例）

- 成年後見制度を活用してみませんか
- 事例から見えてくる孤立させない地域づくり
- 地域を活性化するボランティア・ネットワークのすすめ

問い合わせ

地域福祉推進課 地域支援係

TEL(3640)1200 FAX(3699)6266

E-mail suishin@koto-shakyo.or.jp



社協カフェ「みんなの居場所」

ふれあい・いきいきサロン 活動への支援

地域で孤立しがちな高齢者・障害者・子育て中の親子・外国人の方などを囲んで、地域の方々が共同で企画・運営する、身近な仲間づくりの場を支援します。

○活動費・会場費の助成 ○スタッフ・参加者の募集のお手伝い ○活動場所の相談 ○情報の提供 ○PR活動の援助 ○人材(講師・指導者など)の紹介 ○レクリエーション備品の貸出し ○他のサロンとの連絡・調整 ○その他、サロン活動に必要な支援



問い合わせ

地域福祉推進課 地域支援係

TEL(3640)1200 FAX(3699)6266

E-mail suishin@koto-shakyo.or.jp

電話訪問事業

区内在住70歳以上のひとり暮らしで登録された方を対象に、週1回電話による訪問で安否の確認とともに、孤独感の緩和を図ります。訪問員としてボランティアが従事します。

問い合わせ

地域福祉推進課 地域支援係

TEL(3640)1200 FAX(3699)6266

E-mail suishin@koto-shakyo.or.jp

高齢者地域見守り支援事業

高齢者の社会的孤立や孤独死を防ぎ、区民ひとり一人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の皆さんのが主体となって取り組む見守り活動や、支え合いの体制づくりを支援します。

サポート地域の活動支援

○セミナー開催 ○先進地域の見学 ○地域の課題を見つける「見守りチェックシート」作り ○地域の実情にあった見守り活動のプラン作成・実践の支援 ○活動実践発表会の開催 ○活動活性化へのフォローアップ など

地域見守り連絡会の開催

地域全体で高齢者の孤立防止、異変の早期発見に取り組み、必要な支援を行えるよう、町会・自治会、関係機関のネットワークをつくるため「地域見守り連絡会」を開催します。

見守り活動の普及・啓発

見守り活動に関する情報提供および、サポート地域以外の地域や個人からの見守り活動に関する相談を受け付けます。

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係

TEL(3640)1200 FAX(3699)6266
E-mail suishin@koto-shakyo.or.jp



地域見守り連絡会の様子

権利擁護センター 「あんしん江東」

日常生活に不安のある高齢の方や障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用や財産管理の援助を行います。また、悪質商法などの権利侵害、複雑な契約や相続などの法律行為についての相談・助言、成年後見制度の利用支援などを行っています。

対象者 障害や高齢などの理由により判断能力が不十分な方

総合相談

- 福祉サービスの利用に関する相談
- 判断能力が不十分な方の権利擁護相談

専門相談 弁護士・司法書士が区民の方々の相談にお答えします。

- 遺言や相続、財産管理など生活上の法的な相談
- 高齢者や障害者などの権利侵害に関する相談
- 福祉サービスの利用に関する苦情相談
- 成年後見制度の利用相談

○毎週火曜日(祝・休日、年末年始を除く)
午後2時～4時

※事前に予約が必要です。

※相談は無料。秘密は厳守します。

成年後見制度の推進(中核機関)

成年後見制度(判断能力が不十分になった方に後見人を立てて援助するしくみ)の普及・啓発活動を行います。

- 成年後見制度の相談・利用支援
- 成年後見制度などの講座の開催
- 後見人などの連絡会の開催
- 市民後見人の養成
- 法人後見・後見監督の受任
- 地域連携ネットワーク構築のコーディネート
(権利擁護支援方針検討会議の開催等)

日常生活自立支援事業

専門員と生活支援員が福祉サービスの利用などのお手伝いをします。

● 福祉サービスの利用援助(基本)

……福祉サービスについての情報提供、利用手続きなどの援助

● 日常的金銭管理サービス(オプション)

……年金や日常生活に必要な預貯金の出し入れ、公共料金や家賃の支払い手続きの援助など

● 書類等預かりサービス(オプション)

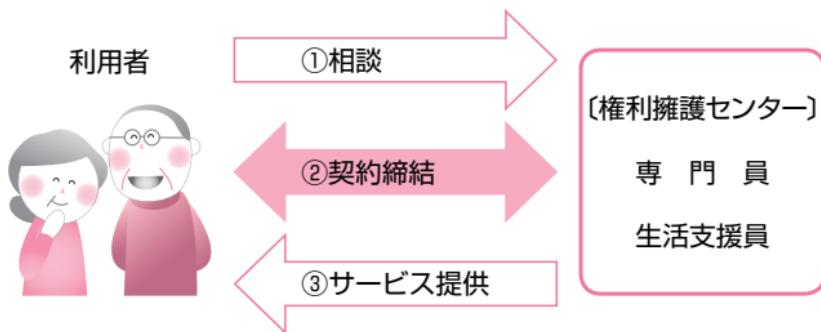
……大切な書類、通帳、印鑑などを貸金庫にてお預かりします。

※オプションサービスだけの利用はできません。

◆サービス利用料

| | 援助内容 | | 利用料 |
|---|-------------|---------------|---|
| 1 | 福祉サービスの利用援助 | | 1回1時間まで1,000円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算します。) |
| 2 | 日常的金銭管理サービス | 通帳をご本人が保管する場合 | 1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算します。) |
| | | 通帳をお預かりする場合 | |
| 3 | 書類等預かりサービス | | 1ヶ月1,000円 |

◆援助の仕組み



問い合わせ 権利擁護センター「あんしん江東」

TEL(3647)1710 FAX(5683)1570

E-mail kenri@koto-shakyo.or.jp

ふれあいサービス

～住民参加型・在宅福祉サービス～

区民一人ひとりが地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域の方々の協力を得て行う有償のボランティア活動です。同じ地域の住民がお互いに助け合うシステムで家事・介護などのお手伝いを行います。

自立支援サービス(高齢者・障害者向け)

対象者 おおむね65歳以上の高齢者や障害のある方

内容 家事援助サービス

……掃除・買い物・調理など

介護サービス

……外出介助・車いす介助など

一時支援サービス(一般区民向け)

対象者 一時的に支援が必要な方(世帯)

- 家庭で家事を行っている方の病気やけが、産前産後(産後は6ヵ月まで)など

内容 家事援助サービス

……掃除・買い物・調理など

介護サービス

……外出介助・乳幼児の介助など

ちょこっとサービス

対象者 ①高齢者のみの世帯(65歳以上)

②障害のある方のみの世帯

③高齢者・障害のある方のみの世帯

※利用回数は、世帯で年度内4回まで

内容 30分程度で終了する、

継続性のない、単発・簡単な活動

①電球、電池などの交換

②買物代行(体調不良時)

③ごみ出し(粗大ごみ・資源ごみ)

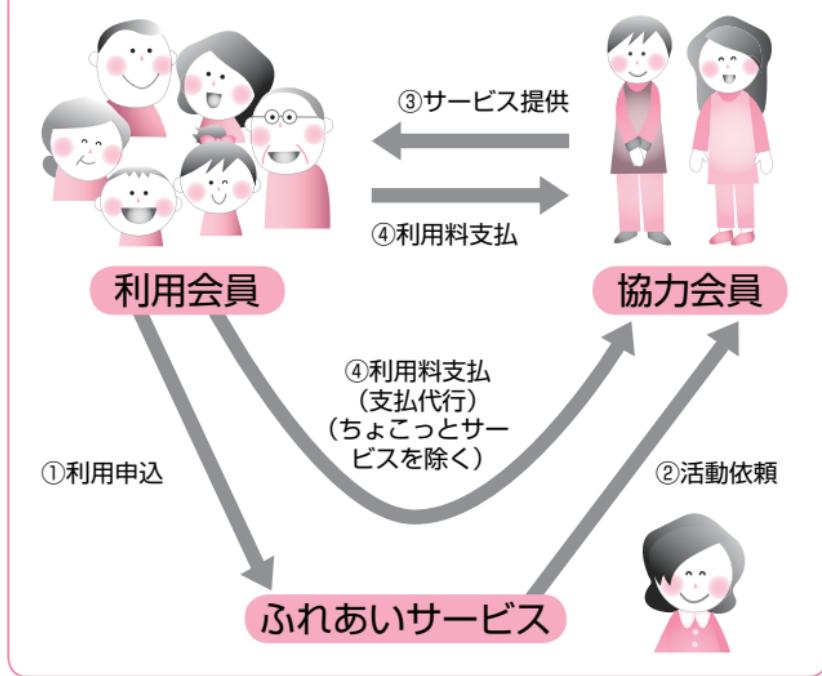
④季節道具等の入れ替え(扇風機・こたつなど)

⑤植木の水やり

⑥軽易な家具の移動

⑦軽易な衣類の補修(ボタン付け・ゴム通し等)

サービスのしくみ



◆サービスの謝礼金

| サービスの区分 | 午前9時～午後5時 (月～金) | その他の時間帯 (土日・祝日含む) |
|-----------|--------------------------|----------------------|
| 家事援助サービス | 1時間 700円 | 1時間 840円 |
| 介護サービス | 1時間 840円 | 1時間 1,050円 |
| ちょこっとサービス | 1回 30分 500円 部品代など実費負担 | |

◆利用会員

区内在住で援助が必要な方(世帯)

登録には年会費500円が必要です。

(ちょこっとサービスは除く)

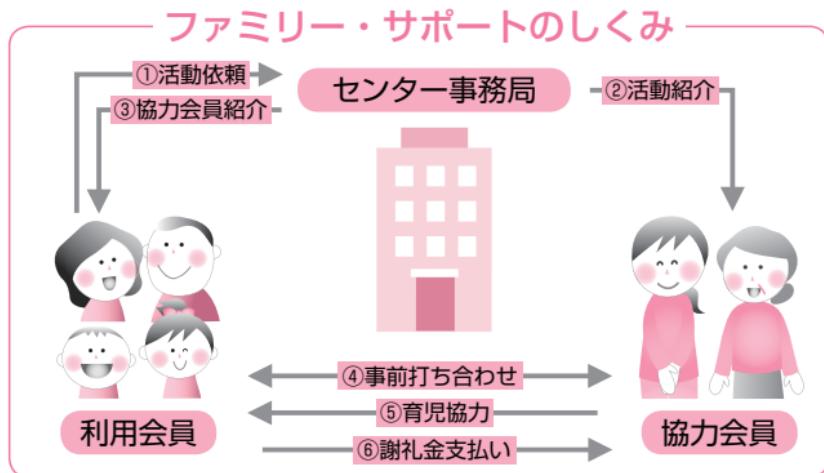
◆協力会員

ふれあいサービス事業に理解と熱意を持ってボランティア活動を行える方で、18歳以上の心身ともに健康な方であれば、特に資格や経験などは問いません。登録いただける方は事業説明会(年6回開催予定)にご参加ください。

問い合わせ 福祉サービス課 在宅サービス係
(ふれあいサービス)
TEL(5683)1571 FAX(5683)1570

（ファミリー・サポート事業

区内で育児の手助けができる方と育児の手助けを必要とする方を結びつける会員組織です。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんをもつ家庭を支援します。



活動内容

- 保育園・幼稚園などの送迎
- 保育園・幼稚園の登園前・降園後の預かり
- 保護者の出産、通院時などの預かり
- 保護者のリフレッシュのための一時預かり
(月に2回まで)など

※原則、お子さんは協力会員の自宅で預かっていただきます。ただし、両会員の了承のもと、3時間以内の活動であれば、利用会員宅での預かりは可能です。

利用時間 午前7時から午後10時

協力謝礼 活動時間・曜日に応じ、800円または1,000円
(1活動1児童1時間あたり)

※きょうだいを同時に預けた場合、2人目以降は半額となります。

利用会員・協力会員ともに江東区内にお住まいの方に限ります。

利用会員(育児の手助けが必要な方)

生後57日から小学校3年生までの児童を養育中の方で、この事業に理解のある方。

利用会員登録説明会 年24回開催(事前予約制)

協力会員(育児の手助けができる方)

この事業に熱意を有する20歳以上の心身ともに健康な方で、センターの実施する協力会員登録養成講座を修了した方。

協力会員登録養成講座 年6回開催(事前予約制)

問い合わせ 福祉サービス課 在宅サービス係

(ファミリー・サポート・センター)

TEL(5683)1573 FAX(5683)1570

家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業

初産婦の方や、未就学児童(6歳以下)のいる家庭に、ホームビジター(ボランティア)が週1回程度、計6回訪問し、「傾聴」「協働」などの活動をとおして、親の心の安定と子育て意欲の向上を生み出し、孤立化防止、虐待予防を進めています。

※初産婦の方の訪問回数は計4回程度

問い合わせ こうとう親子センター ホームスタート・こうとう

TEL090(2162)8835

(担当:福祉サービス課 在宅サービス係)

資金の貸付

各資金の貸付については、まず福祉サービス課へお問い合わせください。

応急小口福祉資金

- 対象**
- 病気や災害などにより応急に資金を必要とし、かつ資金を他から借り受けることが困難な方
 - 区内に住民登録後、3ヵ月以上在住している世帯
 - 返済が確実である方
※貸付の可否ならびに貸付金額は面談後に決まります。
 - 貸付限度額 10万円
(3万円までは保証人不要)

生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金)

- 対象**
- 低所得世帯
 - 障害者の属する世帯
 - 療養中・要介護高齢者の属する世帯
- 貸付内容** 生業、福祉、療養、介護、災害、教育、緊急小口など
※限度額、返済期間、利子などは内容により異なります。原則、連帯保証人が必要です。
- 貸付手続き** 民生・児童委員に相談のうえ、借入申込書を作成し、東京都社会福祉協議会の審査後、貸付が決定します。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266



生活福祉資金(総合支援資金)

| | |
|--------------|--|
| 対象 | 以下の項目全てに該当する方 |
| | ●生計中心者の失業により、生計の維持が困難になった世帯 |
| | ●生計中心者が就労可能な状態であり、就職活動を行っている世帯 |
| | ●生計中心者が就労することによって世帯の自立が見込めるここと |
| | ●生計中心者が2年以内に離職された世帯 |
| | ●失業等給付、生活保護、年金などの他の公的給付または公的な貸付を受けることができない世帯 |
| | ●借入申込者が申請時に65歳未満であること |
| 貸付限度額 | ●複数世帯 月額20万円以内の必要額 ●単身世帯 月額15万円以内の必要額 ※原則、連帯保証人が必要です。 ※他に住宅入居費、一時生活再建費の貸付があります。 |
| 貸付期間 | 原則6ヵ月以内(初回申請は3ヵ月以内) |
| 貸付手続き | 相談のうえ、必要書類を整え、就職にむけての自立計画を作成し、東京都社会福祉協議会へ提出。審査後、貸付が決定します。 |

生活福祉資金(不動産担保型生活資金)

一定の居住用不動産(土地・建物)を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行い、自立を支援します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

1. 訓練促進資金

江東区が実施する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」及び「父子家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に、入学準備金や就職準備金の貸付を行い、自立を支援します。

2. 住宅支援資金

児童扶養手当の受給を受ける者又は所得が同水準の者で、東京都及び東京都内区市等が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に、住居の借り上げに必要な資金の貸付を行い、自立を支援します。

問い合わせ

福祉サービス課 福祉サービス係

TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

募金運動などの推進

町会・自治会、民生・児童委員協議会などの団体や、個人のご協力をいただき実施しています。

皆さんからいただいた善意の募金などは、さまざまな福祉活動や地域福祉の推進に役立っています。

●赤い羽根共同募金「施設・団体助成募金」運動(10月)

●歳末たすけあい・地域福祉活動募金運動(12月)

江東社協は、東京都共同募金会江東区協力会と地区配分推薦委員会の事務局となっています。募金は次のように活用されています。

●見舞品

支援・援助を必要としている方へ、見舞品のお届け

●高齢者関係

車いすや福祉教材などの貸出・整備

●障害者関係

障害者施設や団体への事業費の助成

●児童関係

私立保育園・保育室・私立学童クラブなどの事業費の助成

●ボランティア関係

ボランティア団体の支援

ボランティア入門講座などの開催

●地域福祉関係

「ふれあい・いきいきサロン」などの地域福祉活動の支援

●ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)の貸出

この他にもさまざまな地域福祉の活動に活用させていただきます。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係

TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

E-mail fukushi@koto-shakyo.or.jp

●不要入れ歯の回収(通年)

入れ歯に使用されている金属をリサイクルし、その益金を福祉活動に役立てています。回収BOXは、障害者福祉センター、各ふれあいセンターに設置しています。

問い合わせ 総務課 管理係

TEL(3647)1895 FAX(3647)5833

E-mail koto-csw@koto-shakyo.or.jp

ボランティア・地域貢献活動の推進

地域貢献活動団体、区民、行政、企業間の仲介役として、中立的な立場で各々の活動を支え、その活動の活性化を図ります。

● 地域貢献活動に関する情報の収集・再整理・発信

情報紙「Connect Koto」やホームページ、X、LINE等により、地域貢献活動団体に関する情報を発信します。

団体の情報を自ら発信できる江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」のご案内を行っています。

● 交流機会の創出

地域貢献活動団体間の交流の場であるNPO等の交流会や、センターが主催するイベント、区内企業等の社会貢献ネットワーク「からばら」を通じ、参加者同士がつながる機会を作ります。

● 連携・協働のコーディネート

区と事業を行いたい、協働事業提案制度に応募したいなど、地域貢献活動団体からの相談を隨時お受けするほか、地域貢献活動団体、区民、行政、企業間の協働のコーディネートを行います。

● 地域貢献活動への支援・補助・相談・助言

団体運営や活動等に関する一般相談のほか、弁護士による法律相談、会計・税務にかかる税理士相談等、専門相談ができます。また、地域貢献につながる新たな事業について、経費を補助します。

● 活動室・備品の貸出

センター内の活動室を貸し出しているほか、Wi-Fiルータ、パソコン等の備品や活動室内のロッカー、コピー機(有料)を使用できます。利用には、団体登録が必要です。

※地域貢献活動団体とは、ボランティア団体、NPO法人その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う活動団体の総称です。

問い合わせ ボランティア・地域貢献活動センター

TEL(3645)4087 FAX(3699)6266

E-mail kvac@koto-shakyo.or.jp

手話通訳者の派遣

通院や公的機関の手続きなど、聴覚障害者の日常生活や社会参加を支援することを目的として、手話通訳者を派遣します。

対象者 聴覚障害者および言語障害者／聴覚障害者団体

利用料 無料

申込方法 派遣希望日の7日前までにお申し込みください。

問い合わせ ボランティア・地域貢献活動センター

手話通訳者派遣用 FAX(3647)5835

TEL(3645)4087

E-mail sw.haken@koto-shakyo.or.jp

各種講習会の開催

ボランティア講座・団体セミナー

法律、経営、広報等をテーマにした地域貢献活動団体向けのセミナーや、個人ボランティアの養成講座などの各種セミナーを開催しています。

開催日時や詳細は、ホームページ、LINE等でお知らせいたします。

●ボランティア入門講座 など

問い合わせ ボランティア・地域貢献活動センター

TEL(3645)4087 FAX(3699)6266

E-mail kvac@koto-shakyo.or.jp

ボランティア・アカデミー「地域活動への入り口コース」

内 容 講義やグループワーク及びボランティア活動等を通じて、区の地域と福祉について学びます。講座修了後は継続的に活動できるようステップアップの講座を紹介します。

対象者 区内在住・在勤で、地域貢献活動に興味のある方

実施予定 年2回

募集人数 各回20名

災害ボランティア養成講座

内 容 災害時に活動するボランティアリーダーや江東区災害ボランティアセンターの運営に携わるボランティアを養成することを目的に実施します。また、江東区災害ボランティアセンター設置・運営訓練(年2回)も実施しています。

対象者 区内在住・在勤の方

実施予定 年2回

募集人数 各回30名



手話講習会

内 容 区内在住の聴覚障害者の日常生活や社会参加を支援するため活動する手話通訳者の養成を目的に実施します。

対 象 者 区内在住または在勤・在学の18歳以上の健聴者で、修了後に手話通訳者として主に区内で活動できる方

コ ー ス 入門・基礎(昼・夜) 手話通訳Ⅰ(昼・夜) 手話通訳Ⅱ(昼・夜) 養成

募集人数 入門・基礎：昼夜各50名
手話通訳Ⅰ：昼夜各25名 手話通訳Ⅱ：昼夜各15名 養成：30名

朗読ボランティア入門講習会

内 容 朗読の基礎を学ぶことにより、視覚に障害のある方や児童・高齢者などへの読み聞かせをするボランティアを養成することを目的に実施します。

対 象 者 区内在住で、修了後ボランティア活動のできる方

実施予定 年1回

募集人数 15名

傾聴ボランティア入門講座

内 容 傾聴の基本理念を振り返り、さらに技術をスキルアップさせることを目的に実施します。

対 象 者 区内在住で、傾聴ボランティアとして活動できる方

実施予定 年1回

募集人数 20名

夏体験ボランティア

内 容 夏休み期間中を利用し、児童、高齢者、障害者福祉施設などのボランティア体験を通して、ボランティア活動の意義を理解していただくことを目的に実施します。(※3日間程度)

対 象 者 区内在住・在学(中学生以上)・在勤の方

募集人数 100名



ボランティア・地域貢献活動センター
公式アカウント

福祉機器の貸出サービスなど

「車いす」の貸出

対象者 区内在住で、高齢者および身体に障害のある方などで、一時的に車いすが必要な方または、他制度の利用ができない方

費用

- 使用料は無料
- 自宅へのお届けサービス利用の場合は、配送料が必要です。(区内の宅配業者と提携し、車いすをお届けおよび回収するサービス)
※社会福祉協議会福祉サービス係窓口のみ

貸出期間 2ヵ月以内。引き続き利用を希望される場合は、最長1年まで更新可能です。

申請受付窓口

- 社会福祉協議会(福祉サービス課) 東陽6-2-17
- サテライト城東北部 大島8-28-5
ライオンズタワー大島1階
- サテライト城東南部 北砂7-7-1-101
UR北砂七丁目団地1階

申込方法 窓口、またはお電話でお申し込みください。窓口でお申し込みされる場合は、区内在住を確認できるもの(健康保険証など)をご持参ください。

●2種類あります



自走用



介助用

※子ども用車いすもあります

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

「ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)」の貸出

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 区内在住で車いすを使用されている方(車いすのまま乗車ができます) |
| 利用料 | 走行距離に応じたガソリン代の実費負担 |
| 貸出期間 | 2泊3日まで |
| 走行距離範囲 | おおむね片道150km以内 |
| 申込方法 | 利用日の10日前までに電話で予約の上江東区ボランティア・地域貢献活動センター窓口で申請してください。なお、運転手がいない場合は、運転ボランティアの紹介も行います。利用回数は原則として月4回まで。 ※事前に利用登録(土・日・休日・年末年始を除く)が必要です。 |

問い合わせ

ボランティア・地域貢献活動センター
TEL(3645)4087 FAX(3699)6266
E-mail kvac@koto-shakyo.or.jp



福祉教材などの貸出

| | |
|----------|--|
| 対象者 | 江東社協の一般会員(賛助会員、施設会員または特別会員)である企業、団体、施設および区内の教育機関など |
| 貸出期間 | 1週間まで |
| 貸出する教材など | ①高齢者擬似体験セット ②福祉ビデオ ③アイマスク ④車いす ⑤白い杖 ⑥点字盤 ⑦ポータブルスロープなど。教材の他に、町会・自治会などのイベント用として、ポップコーン機・綿菓子機・アイスピックスの貸出も行っております。 |

申込方法

電話で確認のうえ、窓口で申請してください。

問い合わせ

福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266
総務課 管理係(イベント用)
TEL(3647)1895 FAX(3647)5833
E-mail koto-csw@koto-shakyo.or.jp

(リサイクル) 「介護用ベッド(電動)」の貸出

対象者 区内在住で介護用ベッドが必要な方(ただし、要介護2～5に該当する方は対象外)

費用

- 使用料は無料。ただし貸出および返還時に搬送経費の自己負担があります。
- マットレスの貸出は致しません。(65歳以上の方は、区の日常生活用具給付をご利用いただけます。)

申込方法 電話で事前にベッドの在庫を確認のうえ、窓口で申請してください。

ご提供ください

不用となった介護用ベッド(電動)の寄付を受付けています。消毒・点検・整備を行い、必要とする方の貸出用に利用します。(お引取りできない機種もあります。お電話でお問い合わせください。)

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

「愛の杖」の配付

対象者 区内在住でおおむね65歳以上で歩行が不自由な方

費用 無料(1人1本1回限り)

配付場所

| | |
|-------------|-----------------------------|
| ●社会福祉協議会 | 東陽6-2-17 |
| ●サテライト城東北部 | 高齢者総合福祉センター 2階 大島8-28-5 |
| ●サテライト城東南部 | ライオンズタワー大島1階 北砂7-7-1-101 |
| ●保護第一課 相談係 | UR北砂七丁目団地1階 東陽4-11-28 |
| ●保護第二課 相談係 | 江東区役所2階 大島4-5-1 |
| ●深川ふれあいセンター | 総合区民センター 1階 平野1-2-3 |
| ●城東ふれあいセンター | 北砂4-20-12 |
| ●亀戸ふれあいセンター | 亀戸9-33-2-101 |

希望の方は上記の場所へ健康保険証など(住所・氏名・生年月日の確認ができるもの)をお持ちください。代理の方でも構いません。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

福祉団体などへの助成

地域福祉の向上・充実を図ることを目的に結成された団体の地域福祉活動に対し、運営費の一部を助成します。

**問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266**

認定調査事業

指定市町村事務受託法人の指定を受け、区の介護保険要介護(要支援)認定調査事務および障害支援区分認定調査事務を受託しています。

**問い合わせ 総務課 認定調査係(介護保険担当)
TEL(3647)5831 FAX(3647)5833
総務課 認定調査係(障害支援区分担当)
TEL(5683)5011 FAX(3647)5833**

江東社協の個人情報保護方針

個人情報の保護に関する法律の全面施行をうけて、江東社協では以下の方針に基づき、各福祉サービスにかかる個人情報の適正な取扱いに万全を期します。

個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人江東区社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1.本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2.本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3.本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4.本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5.本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6.本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申請があった場合には速やかに対応します。
- 7.本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8.本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9.本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年4月1日制定

イベントの開催

- 障害者作品バザー（まごころ市）
区内の障害者福祉施設の手作り作品を展示・即売します。
- 障害者作品展
障害者の方々が製作した作品を展示し、日頃の成果を発表します。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

広報・PR活動

社会福祉協議会の活動や事業を多くの方に知っています。ただくために、広報紙などを作成しています。

- 社協だより
社協事業を分かりやすく掲載します。
- 社協ホームページ・X
社協の事業案内や福祉情報を掲載します。新着情報や社協発行の「社協だより」もホームページで見ることができます。



江東区社会福祉協議会ホームページ

江東区社会福祉協議会X

- Connect Koto（コネクト江東）
ボランティア・地域貢献活動センターの情報紙を作成しています。
※上記ホームページで見ることができます。

皆さんのご意見・ご要望をお聞かせください。

- お電話で…
(3647)1895
- FAXで…
(3647)5833

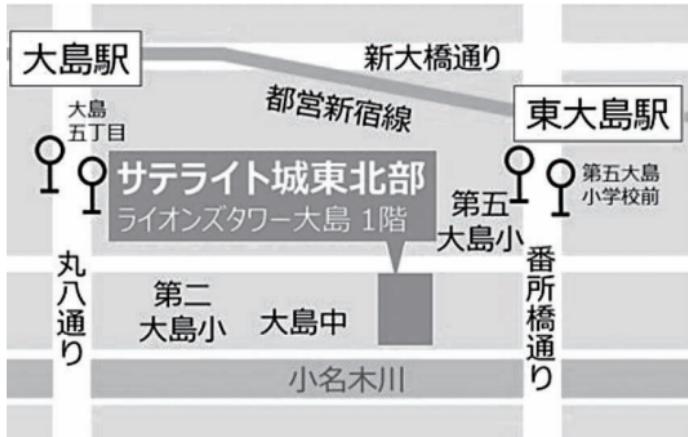
- メールで…
koto-csw@koto-shakyo.or.jp

- お手紙で…
**〒135-0016 江東区東陽6-2-17
江東区高齢者総合福祉センター 2F**

地域拠点のご紹介

地域におけるさまざまな困りごとへ応じる「社協の地域相談窓口」です。お気軽にお立ち寄りください。

●サテライト城東北部



江東区大島8-28-5 ライオンズタワー大島1階
TEL(5609)7165 FAX(3681)4830

●サテライト城東南部



江東区北砂7-7-1-101 UR北砂七丁目団地1階
TEL(6666)3326 FAX(6666)3399



【交通案内】

●東京メトロ東西線

[木場駅] 1番出口から徒歩12分

[東陽町駅] 1番出口から徒歩15分

●都営バス

JR総武線 [錦糸町駅] 南口下車

[錦13甲] 晴海埠頭行き [東陽6丁目] 下車1分

[錦13乙] 深川車庫行き [東陽6丁目] 下車1分

社会福祉法人

江東区社会福祉協議会

〒135-0016 江東区東陽6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2F

| | | | |
|--------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| ■ 総務課 | 管理係 | TEL (3647) 1895 | FAX (3647) 5833 |
| 認定調査係 | | | |
| 介護保険担当 | TEL (3647) 5831 | FAX (3647) 5833 | |
| 障害支援区分担当 | TEL (5683) 5011 | FAX (3647) 5833 | |
| ■ 福祉サービス課 | | | |
| 福祉サービス係 | TEL (3647) 1898 | FAX (3699) 6266 | |
| 在宅サービス係 | | | |
| ふれあいサービス | TEL (5683) 1571 | FAX (5683) 1570 | |
| ファミリー・サポート・センター | TEL (5683) 1573 | FAX (5683) 1570 | |
| ■ 地域福祉推進課 | 地域支援係 | TEL (3640) 1200 | FAX (3699) 6266 |
| サテライト城東北部 | | | |
| サテライト城東南部 | 大島8-28-5 ライオンズタワー大島1階 | TEL (5609) 7165 | FAX (3681) 4830 |
| サテライト城東南部 | 北砂7-7-1-101 UR北砂七丁目団地1階 | TEL (6666) 3326 | FAX (6666) 3399 |
| ■ 権利擁護センター「あんしん江東」 | | | |
| ボランティア・ | TEL (3647) 1710 | FAX (5683) 1570 | |
| 地域貢献活動センター | | | |
| | TEL (3645) 4087 | FAX (3699) 6266 | |

ホームページ <https://koto-shakyo.or.jp/>